

医危第1728号
令和2年12月3日

神奈川県モデル認定医療機関管理者様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の
人材確保に関する補助金 交付要綱の制定について (通知)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて本県では、新型コロナウイルス感染症対策として、県からの依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の専用病床を確保している医療機関に対して、医療アラート発動後の即応病床の拡大を図るため、新たに雇用する医師、看護師の人件費等について補助を行うこととなりました。

つきましては、補助金交付に関する要綱を別添のとおり定めましたので、お知らせいたします。なお、補助金の交付を希望する医療機関におかれましては、次のとおり、申請書等を提出くださるようお願いいたします。

引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 提出書類

- (1) 交付申請書 (第1号様式)
- (2) 事業実施計画書 (別紙1)
- (3) 事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙2)
- (4) 事業の実施に要する経費に関する内訳書 (別紙3)
- (5) 役員等氏名一覧表 (第1号様式別紙)
- (6) 歳入歳出予算書抄本
- (7) 内容や数値の根拠が確認できる資料 (請求書、支払明細書、支払関係のわかる通帳の写し、新たに採用したことがわかる書類等)

2 提出期限

令和3年1月15日(金)

問合せ先
医療課医療整備グループ
医療機関調整担当
電 話 045-285-0777 (直通)
電子メール iryouchousei.x3dn@pref.kanagawa.jp

申請に当たっての留意事項

神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の人材確保に関する補助金の交付申請に当たっては、次の事項にご留意ください。

1 補助の対象期間

令和2年11月14日～令和3年3月31日

2 対象経費

- (1) 即応病床を拡大するために病院が新たに直接雇用する医師、看護師にかかる人件費（最大4.5カ月）

※ 人件費の内訳は、賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）とします。

- (2) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「派遣法」という。）」に基づき、派遣会社が医師、看護師を病院に派遣した場合※に発生する費用（最大4.5カ月）

※ 派遣法に基づく派遣とは、派遣期間満了後に派遣先と直接雇用契約を締結することを前提とする「紹介予定派遣」を指し、産前産後休暇・育児休業・介護休業中の労働者の代替業務のための派遣を除きます。

- (3) 有料職業紹介事業を利用して新たに医師・看護師を雇用した際に有料職業紹介事業者に支払う紹介料

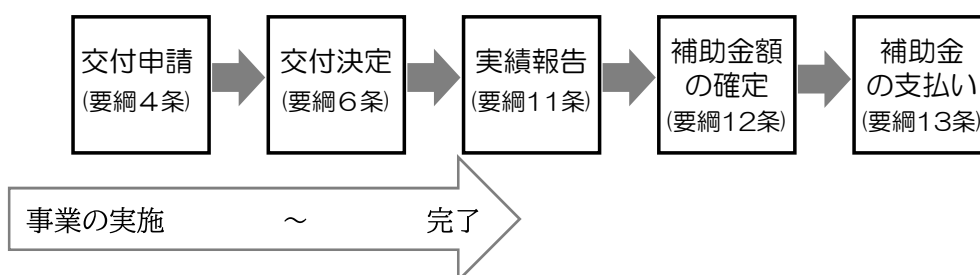
3 補助額

- (1)～(3)に対する補助額は、実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とします。

4 その他特記事項

- ・ 雇用中の医師、看護師を新型コロナウイルス感染症患者対応要員とするため、既存体制の保持に向けて新たに雇用する医師、看護師の人件費も補助の対象となります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金など、他の制度に基づく補助等と対象経費が重複する事業は補助の対象となりません。
- ・ 申請時には、算出の根拠となる支払明細書や労働者派遣事業に基づく派遣職員であることを証する書類等を併せて提出してください。
- ・ 今後、採用活動を行う場合は、申請時に採用予定スケジュールを申請書と併せてご提出ください。現時点で採用活動について検討中であり、申請期限までに申請できない場合は、別途ご相談ください。

5 交付金申請から支払いまでのフローチャート



新型コロナウイルス感染症患者等受入れ医療機関の人材確保に関する補助金 スケジュール

令和2年12月3日

時期	内容
令和2年12月3日(木)	県要綱制定、交付申請依頼（県→医療機関）
令和3年1月15日(金)	交付申請締切（医療機関→県）
1月下旬	交付決定（県→医療機関）
↓	
3月末	事業完了
4月30日（金）	実績報告書等の書類提出
5月上旬	補助金額の確定
5月中旬～	支払い